

1 ワーキング会議廃止後の研修企画・運営方法について

<p>現在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県において、関係団体に対して推薦依頼を行い、推薦された方々を「検討委員」として、各研修のワーキング会議に割り振る（各研修3～4名）。各ワーキング会議の検討委員により、講師選定や研修資料の作成、当日の研修運営等を実施。 <p>※国研修受講者は、受講年度及び翌年度は講師等として研修運営に参画。</p>
<p>令和6年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者の提案内容に基づき、県と受託事業者で具体的な進め方を検討。 県が講師の選定水準を仕様書等で定め、受託事業者及び県により、一定の水準を満たす講師を選定。 なお、水準については、これまで講師を務められた方々の状況等を踏まえて定める。 講師選定後、必要に応じて、受託事業者が研修運営等に係る検討の場を設定。 各研修の講師等及び受託事業者により、当日の研修を運営。 <p>※講師選定時は、国研修受講者は講師等として参画するという現在の取扱いを継続するとともに、可能な限り各研修とも講師経験者と未経験者が含まれるよう配慮し、新たな講師人材の育成に努める。</p> <p>※選定する講師が、特定の所属団体に偏らないよう配慮。</p> <p>※講師に対する研修の開催を検討。（研修の質向上）</p>

2 ファシリテーターの確保について

<p>現在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県において、関係団体に対して推薦依頼を行い、推薦された方々がファシリテーターとして、演習の各グループを担当。 各研修の開催前に「ファシリテーター向け事前説明会」を開催。
<p>令和6年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者の提案内容に基づき、受託者の責任でファシリテーターを確保。 県が現行のファシリテーター推薦要領等を基にファシリテーターの選定水準を仕様書等で定め、一定の水準を確保。 「ファシリテーター向け事前説明会」を引き続き開催。 <p>※ファシリテーターの確保にあたっては、現在の関係団体からの推薦に加え、講師やファシリテーターからの推薦や、受託事業者のネットワーク等を活用し、関係団体に属していない者も加え、より多くのファシリテーターを確保。</p> <p>※地域での人材育成の観点から、できる限り地域ごとにファシリテーターを確保。</p> <p>※研修ごとにフリーのファシリテーター（特定のグループに属さず、行き詰っているグループを支援）を一定数確保。</p> <p>※選定するファシリテーターが、特定の所属団体に偏らないよう配慮。</p> <p>※ファシリテーターに対する研修の開催を検討。（研修の質向上）</p>

3 アドバイザー連絡会議の位置付けについて

<p>現在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市町における相談支援体制の整備」及び「相談支援従事者等の人材育成の方策」に係る協議を行う場。 各相談支援アドバイザーは、各研修の講師やファシリテーターとして研修運営にも協力。
<p>令和6年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市町における相談支援体制の整備」について協議する場に特化。 なお、アドバイザー派遣により得た情報の共有や、課題の協議等を行うことを想定している。 現在の取扱いを継続し、各相談支援アドバイザーは各研修の講師やファシリテーターとして研修運営に協力。